松阪市周遊型謎解きイベント業務委託仕様書

１．業務の名称

松阪市周遊型謎解きイベント業務委託

２．委託期間

契約締結日から令和８年１月３１日まで

３．業務内容

（１）謎解きイベントの企画立案及び運営

（２）アンケートの収集及びデータ集計・分析

（３）賞品の設定

（４）印刷物の製作

（５）謎解きイベントのＰＲ

（６）報告関係書類の作成

（７）その他、上記（１）～（６）に付随する業務

４．仕様等

（１）謎解きイベントの企画立案及び運営

　　　イベントは、以下の➀～➈に挙げる各項目に留意の上で実施すること。また、企画内容は提案をもとに受託者と委託者の協議により変更する場合がある。

　➀スケジュール

　　【イベント実施期間】

　　令和７年１０月１日（水）～令和７年１１月３０日（日）

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 周遊型謎解きイベント |
| 令和７年１０月１日（水） | イベント開始 |
| 令和７年１１月３０日（日） | イベント終了・賞品の申込期限 |
| 令和７年１２月末 | 賞品の抽選、発送完了期限 |
| 令和８年１月末 | 実績報告期限 |

➁開催場所

　松阪市内

➂対象者

すべての人。メインターゲットである小中学生のファミリー層をはじめとして、市内外の幅広い年代の方が参加し、楽しめるよう配慮すること。

➃参加費

無料

➄謎解きパンフレット配架場所

　松阪駅観光情報センター、豪商のまち松阪 観光交流センター　など

　 ※上記の配架については、委託者が各施設と直接調整を行う。

➅謎解きのコース

市外から訪れた観光客が気軽に参加できるように、半日～１日程度で松阪市を広く回ることができるコース設定とすること。イベントそのものにストーリー性を持たせ、ゴールとなる場所を含めて謎解きスポットを３箇所以上設置すること。エリア別で２つ以上のコースを設定することも可。

※スポットに店舗・施設を組み込む場合は、協力依頼及び許可手続き等は受託者が行うこと。

【参考】松阪市観光パンフレット

（<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kanko/kanko-pamphlet.html>） 内に掲載の「ぶらり松阪路」等参照

➆ウェブサイト等の開設

謎解きの専用のウェブサイト等を開設し、謎解きの回答、アンケート、賞品の応募のすべてがスマートフォン等で行えるようにすること。なお、サーバー利用費や期間中の保守にかかる経費は受託者において負担すること。

➇ノベルティグッズの作成

　謎解きクリア者へ配布するノベルティグッズの作成を行うこと。

➈その他の留意事項

ア　設定したコースや謎解きの妥当性について、事前に十分な検証作業を行うこと。

イ　全体テーマについては、事前に松阪市の承諾を得たうえで設定に移ること。

ウ　松阪市の地図、観光名所・施設の紹介、公共交通機関やレンタサイクル等の交通手段を、パンフレットやＷＥＢサイトにてわかりやすく情報発信すること。

（２）アンケートの収集及びデータ集計・分析

イベント参加者へアンケートを実施し、参加者の集計・分析をすること。回答方法については、基本的にウェブサイト等を使用して簡潔に回答できるようにすること。　　　　なお、設問内容については、今後のイベント開催の参考となる設問や本イベントによる経済効果を図ることが可能な設問になるよう、松阪市と事前に協議の上決定すること。

（３）賞品の設定

謎解きをクリアしてアンケートに答えた人へ、抽選による賞品を贈呈する企画を実施すること。

①賞品の種類

金額の設定は全体で１５～２５万円程度とし、３種類以上の賞品を設定すること。なお、賞品は下記を踏まえて提案すること。

（必須）松阪市内の飲食店・お土産店で販売されている商品や、松阪市を再訪する動機付けとなるような賞品を２種類以上想定。小中学生が、賞品をきっかけとして謎解きに参加したくなるような賞品を１種類以上想定。

※賞品の内容及び当選人数については松阪市との協議により決定する。また、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）及びその他の関係法令等に抵触しないよう配慮すること。

②個人情報

イベント参加者が抽選に応募する時点で収集することとし、賞品の発送に必要な最低限の個人情報のみ取得すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できる仕様にすること。

③当選者の選定方法

原則抽選によるものとする。

④賞品贈呈企画に係る費用

商品購入費、梱包費、抽選に係る経費、発送費等は本契約金額に含むものとする。

⑤賞品の発送

令和７年１２月末までに完了すること。

（４）印刷物の製作

イベントで使用する必要な印刷物については、次の①・➁を受託者が用意し、データでも提出すること。なお、下記で定める仕様や提出期限等、詳細については松阪市と協議の上その都度決定する。その他謎解きのために必要な備品等がある場合、それにかかる費用は本契約金額に含むものとする。また、広くイベントを周知し集客ができるよう、イベントの趣旨に沿ったレイアウト・デザインにすること。印刷物の配架は委託者が行う。

①告知ポスター（Ｂ２判フルカラー、３０部）

②謎解きパンフレット（１５，０００部）

※謎解きパンフレットの規格は提案によるものとする。

（５）謎解きイベントのＰＲ

参加者増加促進のため、ＷＥＢサイト等で効果的なＰＲを行うこと。特に、メインターゲットに多く参加してもらえるような広報を実施すること。

（６）報告関係書類の作成

受託者は、本業務の成果物として、業務完了報告書とアンケート集計の結果をデータ及び書面で提出するものとする。

５．委託業務の運営管理

①委託期間中において、企画・制作の進行管理および各種手配等、松阪市との迅速な連絡調整が可能な体制を整えること。

②イベントに関わる制作物等がある場合、その設置については受託者の責任で行うこと。また、各種法令を遵守し、必要に応じて所有者の許可を得ること。

ア　各関係施設との連絡・調整については、松阪市と調整の上、基本的には受託者において行うこと。

イ　定期的な保守・点検を行い破損等が発見された場合は補修・交換を行うこと。

ウ　撤去する際には、原状復旧を行うこと。

③イベントの参加者数とクリア者数を把握できる仕組みを作り、データをまとめて松阪市に適宜情報提供すること。

６．従事作業員

（１）受託者は、本業務を円滑に履行するために必要な技能を有した人員を確保すること。

（２）受託者は、従業員に対して十分な教育を行い、事故等の発生を未然に防止すること。

７．業務計画

　　受託者は、業務開始前に業務計画表を作成し、松阪市に提出するものとする。

８．著作権等

委託業務により撮影した写真、作成したイラスト・図表を含むすべての成果物（中間成果物を含む）の著作権（著作権法第２７ 条・２８ 条を含む一切の権利）は受託者のものとする。本契約期間中は、委託者が制作する広報誌等への二次的な使用についても可能とすること。また、松阪市が契約期間終了後に成果物等を使用する際には、別途協議の上、決定するものとする。

９．保証等

（１）受託者は、前条の成果物等が第三者の著作権、肖像権その他一切の権利を侵害してはいないことを保証すること。

（２）成果物等について、第三者から権利の主張、損害賠償金等の請求がされた場合には、受託者の責任と費用において解決すること。

１０．支払方法

　業務完了後、４（６）報告関連書類の作成において定める業務完了報告書等の内容を担当者が検査し合格後、適正な請求書の提出を受けた後一括払いとする。

１１．その他

（１）個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

（２）本業務に係る事故が生じたときは、受託者は速やかにその状況を委託者に報告しなければならない。

（３）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、その都度委託者と受託者が協議をし、決定すること。

１２．担当者

　　　松阪市役所産業文化部観光交流課企画係　渡辺、米本

　　　連絡先：０５９８－５３－４１９６